

国の重点支援地方交付金活用事業

あいおい生活応援商品券

事業者のみなさんへ

取扱店募集

店舗登録申込み用紙

対象店舗

相生商工会議所会員ほか市内事業者で、物販、サービス提供、飲食店等、市内の店舗型商業者（医療・福祉・介護サービス等の事業を含む）全般で本事業に参加を希望する事業者を対象とします。（対象外となる事業があります。）

登録期間

第一次締切
令和8年 1月5日(月)～1月30日(金)まで

2月27日(金)まで追加登録を継続

登録申込方法

下記の3つの書類に必要事項をご記入いただき、相生商工会議所へFAX（隨時）又は直接ご持参（土・日・祝日を除く）いただきお申込みください。

様式① 本チラシ裏面のあいおい生活応援商品券取扱申込書

様式② 『あいおい生活応援商品券換金』に係る口座登録届出書

様式③ あいおい生活応援商品券 受取口座通帳コピー添付台紙

「あいおい生活応援商品券」概要

商品券使用期間

令和8年 3月9日(月)～5月31日(日)まで

共通券
6枚
専用券
4枚

1,000円券×10枚

1セット

全店共通券

市内に店舗等を有する登録した全ての事業者で使用できる商品券

全店共通券
1,000円

×6枚

中小規模店専用券

市内に店舗等を有する登録した事業者のうち、大規模小売店舗立地法による建物内の店舗面積1,000m²を超える店舗（事業所）以外の事業者で使用できる商品券

中小規模店専用券
1,000円

×4枚

- 商品券は、1組・1,000円券×10枚 合計10,000円分（全店共通券6枚、中小規模店専用券4枚）の切り離し型です。
- この商品券は、令和8年1月1日時点において市内に住民票を有する方全員に郵送します。

商品券取扱い

お問合せ先

相生市地域振興課 ☎ 0791-23-7133

相生商工会議所 ☎ 0791-22-1234

様式①<あいおい生活応援商品券取扱申込書>

申請日 令和8年 月 日

申請者 (事業者)	企業名(事業者名)		
	代表者名		
	住所		
	電話		
参加店舗	店舗の名称		
	業種 ()に詳細を記載ください	<input type="checkbox"/> 小売業 ()	<input type="checkbox"/> 飲食業 ()
		<input type="checkbox"/> サービス業 ()	<input type="checkbox"/> 医療・介護・薬局・はり・マッサージ ()
		<input type="checkbox"/> その他 ()	
所在地	相生市		
電話	(担当者)		

*取扱申込書と一緒に「口座登録届出書」と「通帳のコピー(表紙と表紙を開いた1ページ目の見開き)」を貼付台紙に貼付したものを必ずご提出ください。

商品券取扱申込は

右記の3つの書類にご記入のうえ、相生商工会議所へFAX又は直接ご持参ください。

様式① あいおい生活応援商品券取扱申込書

様式②『あいおい生活応援商品券換金』に係る口座登録届出書

様式③ あいおい生活応援商品券 受取口座通帳コピー添付台紙



0791
22-2290

*番号をお間違えのないようにご注意ください。



商工会議所へ
持参ください

(ご持参の場合は土・日・祝は除く)

【商品券の換金】

相生商工会議所が指定する換金日に、各事業所で利用された商品券をお持ち込みいただき、枚数を計数のうえ、お振込みいたします。

【使用できないもの】

- ・切手、商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・不動産
- ・事業活動に伴って使用する仕入れ商品
- ・国税、地方税、使用料等の公租公課
- ・その他この事業の目的にそぐわないもの

【対象外となる店舗】

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ・相生市の入札停止の措置又は入札参加除外の措置を受けているもの
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ・役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者